

本書は、初学者向けに書かれた「刑法総論」の概説書です。「刑法総論」とは、「刑法」という法律分野の「総論」に当たる部分をいいます。

とはいえ、これでは説明になっていませんから（笑）、「英語」の学修にたとえてみましょう。英語を身につけようとするとき、具体的な「単語」や「熟語」や「表現方法」から入っていく、というやり方もあれば、まずは「文法」のルールをひと通り頭に入れる、というやり方もあるでしょう。そして多くの場合は、両方のやり方を併用するでしょう。そして、「刑法」でいえば、1つ1つの犯罪の成立要件がどのようなものかを考えるのが、英語の「単語」や「熟語」を身につけることに当たります。また、すべての犯罪の成立について前提となる一般的なルールがどのようなものかを考えるのが、英語の「文法」のルールを身につけることに当たります。刑法でも、両方の学修のやり方を併用することが望ましいのかもしれませんが、本書では、まず刑法の一般的なルールに焦点を当てて考えていきます。

「刑法」についてももう少し詳しく言いますと、「刑法」とは、人が犯罪を行ったときに、その人を処罰するための法律です。刑法による処罰が認められるためには、問題の行為が、刑法が定めている何らかの「犯罪」に当たらなければなりません。このように、人の行為が刑法の定める「犯罪」に当たるか、という判断を行うときも、いわば一般的な「文法」に当たるルールと、具体的な「単語」や「熟語」に当たる各種犯罪についての細かい知識との、両方が必要になるのです。そして「刑法総論」というのは、そのうちの前者の、「文法」に当たる一般的なルールについて勉強する分野です。

具体的に言うと、刑法という法律は、「第1編 総則」と「第2編 罪」の2部構成でできています。このうち、「第1編 総則」には、犯罪が成立するか否かを判断する際にいつも関係してくる一般的なルールが置かれています。例えば、「総則」に置かれている刑法41条は、「14歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定していますが、このルールは、殺人であれ、窃盗であれ、放火であれ、どんな犯罪が問題になる場合であっても適用される一般的な決まり

です。「刑法総論」という分野においては、このように、刑法の「第1編 総則」に規定されている各種規定と、それに加えて、「第1編 総則」には規定されていないけれども) 各種の犯罪に共通する原理・共通するルールについて、検討を行います。これに対して、いわば「単語」や「熟語」の知識の修得に当たるのが、「刑法各論」の分野です(ここでは、殺人罪、窃盗罪、放火罪、などなど、1つ1つの具体的な犯罪について、その成立に必要な条件を検討していきます)。

このように、犯罪の成否を判断するにあたっては、従うべき「文法」とでも言えるような「体系」があります。これを「犯罪論体系」と呼びます。この「犯罪論体系」に従って、あらゆる事件における犯罪の成否が判断されます。本書の序章、および第1章3において、犯罪論体系の「全体像」が簡単に示されています。本書の第2章～第10章では、いよいよ、この判断論体系に沿って、犯罪成立判断のための一般的ルールを1つ1つ見ていくことになります。しかし、その前に、本書の第1章1では、およそ「刑法」や「刑罰」というものが果たす役割について一般的に考え、第1章2では、「罪刑法定主義」という刑法の「大原則」について触れています。最後に、本書の第11章では、刑法が定めている「刑罰」について簡単に説明しています。

以上で見たように、「刑法総論」というのは、判断のための1つの大きな「枠組み」(体系)を勉強する分野です。したがって、本書の各部分の内容も、お互いに(体系的に)関連性を持っています。そのため、何度も前の部分に立ち戻って、内容の相互関連性を確認しながら勉強を進める必要が出てきます。これはなかなか大変な作業ですが、いったん全体の関連性がつかめたならば、犯罪成立判断のための全体的な「地図」が手に入ったことになります。あとは、その「地図」をもとに(場合によってはそれを修正しながら)、具体的な事例・事件における犯罪の成否を、自分で考えることができるようになります。

本書は、初学者向けの、いわば「ハンディ<sup>マップ</sup>地図」を目指したものです。読者のみなさんが自分自身の本格的で確固とした「地図」を手に入れるために、本書が何らかの手助けになればと願っています。

2019年9月

内田幸隆 杉本一敏

## 著者紹介

\* [ ] 内は担当箇所

うちだ ゆき たか  
内田幸隆 [第1章・第5章・第7章・第8章・第11章]

2004年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

現職 明治大学法学部教授

すぎもと かず とし  
杉本一敏 [序章・第2章～第4章・第6章・第9章・第10章]

2004年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

現職 早稲田大学大学院法務研究科教授

## CHAPTER 0 刑法総論の見取り図 1

- 1 刑法総論とは ..... 2
- 2 刑法の構成 ..... 2
- 3 犯罪論体系 ..... 2
  - 1 構成要件該当性 (3) 2 違法性阻却事由 (正当化事由) (3)
  - 3 責任 (4)

## CHAPTER 1 刑法の基礎理論 6

- 1 総説 ..... 7
  - 1 刑法とはどのような法なのか (7) 2 刑法の目的とは何か (8) 3 刑法と倫理の関係 (9) 4 自己を害する場合に刑法は介入できるか (9) 5 犯罪化・非犯罪化の根拠 (10) 6 なぜ犯罪者に刑罰を科すのか (11)
- 2 罪刑法定主義 ..... 14
  - 1 罪と罰が法によって規定されることの意義 (15) 2 法律主義 (15) 3 明確性の原則 (17) 4 事後法の禁止 (18) 5 類推解釈の禁止 (20) 6 刑罰法規の適正 (実体的デュー・プロセス) (21)
- 3 犯罪論の概要 ..... 22
  - 1 犯罪が成立するまでの段階 (22) 2 構成要件該当性 (23)
  - 3 違法性 (23) 4 有責性 (24)

## CHAPTER 2 構成要件 26

- 1 総説 ..... 27
  - 1 構成要件の意義 (27) 2 犯罪成立の第1条件：構成要件該当

	性 (27) 3 構成要件の内容 (28) 4 犯罪の種類 (32)	
2	因果関係 .....	35
	1 総説 (35) 2 条件関係 (事実的因果関係) (37) 3 相当因果関係・危険の現実化の問題事例 (39) 4 相当因果関係説 (40) 5 危険の現実化 (44) 6 「危険の現実化」の判断方法 (47)	
3	不作為犯 .....	52
	1 総説 (53) 2 成立要件その1: 実行行為 (55) 3 成立要件その2: 保障人的地位 (56) 4 成立要件その3: 因果関係 (65)	

CHAPTER 3

故意 68

1	故意論 .....	69
	1 総説 (69) 2 故意の内容 (71)	
2	事実の錯誤 .....	73
	1 総説 (74) 2 具体的事実の錯誤 (74) 3 因果関係の錯誤 (80) 4 抽象的事実の錯誤 (82)	

CHAPTER 4

過失 88

1	過失理論 .....	89
	1 過失犯とは (89) 2 過失犯の要件 (90) 3 予見可能性 (93)	
2	過失の諸問題 .....	103

CHAPTER 5

違法性 110

1	総説 .....	111
	1 違法性の意義 (111) 2 違法性の実質 (112) 3 主観的違法論と客観的違法論 (112) 4 行為無価値論と結果無価値論 (113)	

5 主観的違法要素の要否 (114) 6 可罰的違法性の理論 (117)

2 正当防衛 ..... 118

1 正当防衛の意義 (119) 2 違法性が阻却される根拠 (119)  
3 正当防衛の成立要件 (122) 4 急迫性 (123) 5 不正の侵害  
(126) 6 防衛意思 (127) 7 防衛行為の必要性・相当性 (129)  
8 過剰防衛 (131) 9 誤想防衛・誤想過剰防衛 (135) 10 防  
衛行為と第三者との関係 (137)

3 緊急避難 ..... 138

1 緊急避難の意義 (138) 2 緊急避難の法的性格 (139) 3 緊  
急避難の成立要件 (142) 4 現在の危難 (142) 5 避難行為と  
避難意思 (144) 6 保全法益 (145) 7 補充性 (145) 8 法益  
の均衡性 (146) 9 自招危難 (147) 10 過剰避難 (148)  
11 誤想避難 (149)

4 法令行為・正当業務行為 ..... 150

1 緊急行為と正当行為 (150) 2 法令行為の意義 (150) 3 法  
令行為の具体例 (151) 4 正当業務行為の意義 (152) 5 正当  
業務行為の具体例 (152)

5 被害者の同意 ..... 153

1 超法規的違法性阻却事由の意義 (153) 2 被害者の同意の意  
義 (153) 3 被害者の同意と違法性阻却の根拠 (155) 4 同意  
傷害の具体例 (155) 5 同意の要件 (157) 6 推定的同意  
(161) 7 危険の引受け (162) 8 安楽死・尊厳死 (163)

CHAPTER  
6

責 任

165

1 総 説 ..... 166

1 責任とは (166) 2 刑法上の責任 (167) 3 責任の要件  
(169)

2 責任能力 ..... 170

1 責任能力 (170) 2 刑事未成年者 (173)

3 原因において自由な行為 ..... 173

4 違法性の錯誤 ..... 180

1 総 説 (181) 2 「違法性の錯誤」の場合の罪責 (182)  
3 事実の錯誤と違法性の錯誤の区別 (185)

5 期待可能性 ..... 189

1	総説	192
	1 未遂犯の意義 (192)	
	2 犯罪の発展段階 (193)	
	3 未遂犯の処罰根拠 (194)	
2	狭義の未遂犯	195
	1 成立要件 (195)	
	2 実行の着手 (195)	
	3 行為意思・計画の考慮 (196)	
	4 早すぎた構成要件の実現 (197)	
	5 具体的危険の発生 (198)	
3	不能犯	200
	1 意義 (200)	
	2 未遂犯と不能犯の区別 (200)	
	3 判例の動向 (203)	
4	中止犯	204
	1 意義 (204)	
	2 中止犯の法的性格 (204)	
	3 中止行為 (206)	
	4 任意性 (209)	

1	総説	214
	1 正犯と共犯の類型 (214)	
	2 正犯と共犯との関係 (216)	
2	間接正犯	219
	1 間接正犯の意義 (219)	
	2 間接正犯と共犯との関係 (219)	
	3 間接正犯の類型 (221)	
3	共同正犯	223
	1 実行共同正犯の成否 (223)	
	2 共謀共同正犯の成否 (224)	
4	教唆犯	226
	1 教唆犯の意義 (226)	
	2 教唆犯の要件 (227)	
	3 未遂の教唆 (228)	
5	幫助犯	228
	1 幫助犯の意義 (228)	
	2 幫助犯の要件 (229)	
6	共犯の諸問題	233
	1 共同の本質と錯誤の処理 (233)	
	2 身分犯と共犯 (234)	
	3 過失の共犯 (238)	
	4 承継的共犯 (240)	
	5 共犯からの離脱 (242)	

CHAPTER 9

罪数論

247

- 1 罪数論の意義 ..... 248
- 2 本来の一罪 ..... 251
- 3 科刑上一罪 ..... 255
- 4 併合罪 ..... 257

CHAPTER 10

刑法の適用範囲

260

- 1 場所的適用範囲 ..... 261
- 2 時間的適用範囲 ..... 265

CHAPTER 11

刑罰の種類

268

- 1 刑罰の体系 ..... 269
- 2 死刑 ..... 269
- 3 懲役・禁錮・拘留 ..... 270
- 4 罰金・科料 ..... 270
- 5 没収・追徴 ..... 271
- 6 刑の適用 ..... 271

事項索引 (276)

判例索引 (281)

## 1 本書の使い方

本書は、はしがきで述べたとおり、「刑法総論」の分野を概説した教科書です。本書の「本文」では、刑法総論の重要事項を、できる限り幅広く記述しました。本書では、以下のような工夫が施されています。本書を読み進めるにあたっては、これらも利用していただければと思います。なお、本書は、入門的な教科書としての性質上、文献の引用は行っていません。

### ●リード文

各章の冒頭に、リード文（その章で扱っている事柄についての、ごく簡単な導入）が設けられています。これを一読して、その章で扱われるテーマのイメージを持ってください。

### ●CASE

各章においては、「CASE」として、具体的な事例が挙げられています。その章で問題となっているのは、その事例に示されているような論点です。まず、「CASE」を一読して、「このような場合に、犯罪は成立するのか、しないのか」ということを、少し考えてみてください。その「CASE」を念頭に置いて読み進めてもらえば、本文の説明内容がつかみやすくなると思います。なお、各章の本文の中では、それぞれの「CASE」に対する簡単な「解答」が示されています。

### ●注記

各頁の端には、「注記」があります。ここでは、本文に出てきた用語について補足説明をしたり、若干の情報を補充したりしています。本文を読む際の参考情報として参照してください。

### ●発展的な理解のために

本文中に、▶の記号で始まる、小さめの字で説明がなされている部分があり

ます。ここでは、やや発展的な事柄を説明したり、本文の説明に対する反対説の立場からの主張に言及したりしています。難しいと感じたら、この部分は（最初は）とばして読んでもらってもかまいません。余裕ができれば、一度、目を通してみてください。

## ●CHECK

各章（または各節）の最後には、「CHECK」項目が設けられています。これは、その章（または節）において説明がなされていた重要な点を、「質問」の形で、箇条書きでまとめたものです。これらの「CHECK」項目の質問に対して、自分の言葉で答えてみてください。思い出せない、十分に答えられない、と感じたら、もう一度、その章（または節）の該当部分に戻って、内容を確認してみてください。

## 2 本文中の表記について

### ●法令名の表記

本文中（ ）内の条文引用で法令名の表記がないものは、原則として刑法の条文であることを示しています。その他の法令名については、正式名称が長いものに限り適宜通称を使用しています。

### ●裁判例略語

大(連)判	大審院（連合部）判決	高判(決)	高等裁判所判決（決定）
最大判(決)	最高裁判所大法廷判決（決定）	地判(決)	地方裁判所判決（決定）
最判(決)	最高裁判所判決（決定）	簡判	簡易裁判所判決

### ●判例集略語

刑録	大審院刑事判決録	刑月	刑事裁判月報
刑集	大審院（最高裁判所）刑事判例集	判時	判例時報
高刑集	高等裁判所刑事判例集	判夕	判例タイムズ
下刑集	下級裁判所刑事判例集		

※判決文中の旧字・旧かなづかいは、読みやすいように現代表記にあらためています。

CHAPTER

序章

## 刑法総論の見取り図

# 1 刑法総論とは

刑法総論では、「刑法が適用されて、犯罪が成立するか否か」ということを判断する、その「判断の仕方」を学ぶ。本書は、この「判断の仕方」について、各章で順を追って説明していく。最初に、全体の「見取り図」を示しておくことにしよう。

# 2 刑法の構成

「刑法」という法律は、「第1編 総則」(1条~72条)と、「第2編 罪」(73条~264条)という2つの部分で構成されている。前者は**総則**、後者は**各則**と呼ばれる。

# 3 犯罪論体系

それでは、「犯罪が成立するか否か」は、どのようなやり方で判断されるのだろうか。「刑法」という法律の中には、「犯罪の成否はこのような順番で、このように判断していきましょう」という手順やフローチャートが示されているわけではない。しかし、「刑法」という法律に見られる構成のあり方を手がかりにして、「犯罪の成否」を判断するための合理的なやり方を探っていくと、一定のフローチャートのようなもの(問題の事件に対して、順を追って1つずつ判断を加えていくことで、最終的に「犯罪が成立するか否か」を判断できるような判断の体系)が考え出されることになる。これを**犯罪論体系**と呼ぶ。どんな犯罪でも、原則として、この体系に従ってその成否が判定される。それでは、その内容を具体的に見ていこう。

## 1 構成要件該当性

刑法の各則は、例えば、殺人罪（199条）、傷害罪（204条）、窃盗罪（235条）のように、「どのような行為によってどのような結果を生じさせると、どんな犯罪に当たるのか」ということを1つずつ規定している。各則の条文は、原則として、「〇〇した者は、××に処する」という形式になっている。この条文の前半部分（「〇〇した者は、」）は、その犯罪が成立するために必要な条件を定めている部分であり、これを犯罪の**構成要件**という。例えば、199条（殺人罪）は「人を殺した者は、……」と規定しており、ここから、刑法の定める殺人罪の構成要件は「人を殺した」ことである、ということがわかる<sup>①</sup>。

そして、具体的な事件の事実関係が、各則の条文が定める構成要件に当たっているという判断を**構成要件該当性**という。例えば、XがAをけん銃で撃って死亡させた、という事実があった場合、この事実は殺人罪（199条）の「人を殺した」という構成要件に該当しているということになる。殺人罪、傷害罪、窃盗罪など、何らかの犯罪が成立するかを判断するための「第1の判断」は、事実が、各則の条文が定めている犯罪の構成要件に該当することである。

## 2 違法性阻却事由（正当化事由）

構成要件に該当しただけでは、まだ犯罪が成立するとはいえない。各則の条文に該当する場合であっても、刑法が例外的に「罰しない」としている場合があるからである。例えば、正当防衛（36条）の条件を満たしていた場合には、「人を殺した」（殺人罪の構成要件に該当した）場合であっても、殺人罪は成立しない（例えば、Xが、Aに殺されそうになったので、自分の命を守るためにやむを得ずAを撃退し、殺害してしまった場合）。このように、刑法は、犯罪の構成要件に該当したとしても、例外的に「違法性がない（正当である）」として、犯罪に当たらないとさ

①  
なお、後半の「××に処する」の部分は、刑法の法的効果（刑罰による制裁）を示した部分であり、これを、その犯罪の**法定刑**という。例えば199条（殺人罪）の法定刑は、「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」である。

れる場合をいくつか規定している。これを**違法性阻却事由**（**正当化事由**）という。違法性阻却事由は、刑法の総則において規定されている。そういうわけで、事実が犯罪の構成要件に該当していても、「第2の判断」として、例外的に違法性阻却事由に該当し、不可罰となる余地はないかを判定することになる。

### 3 責 任

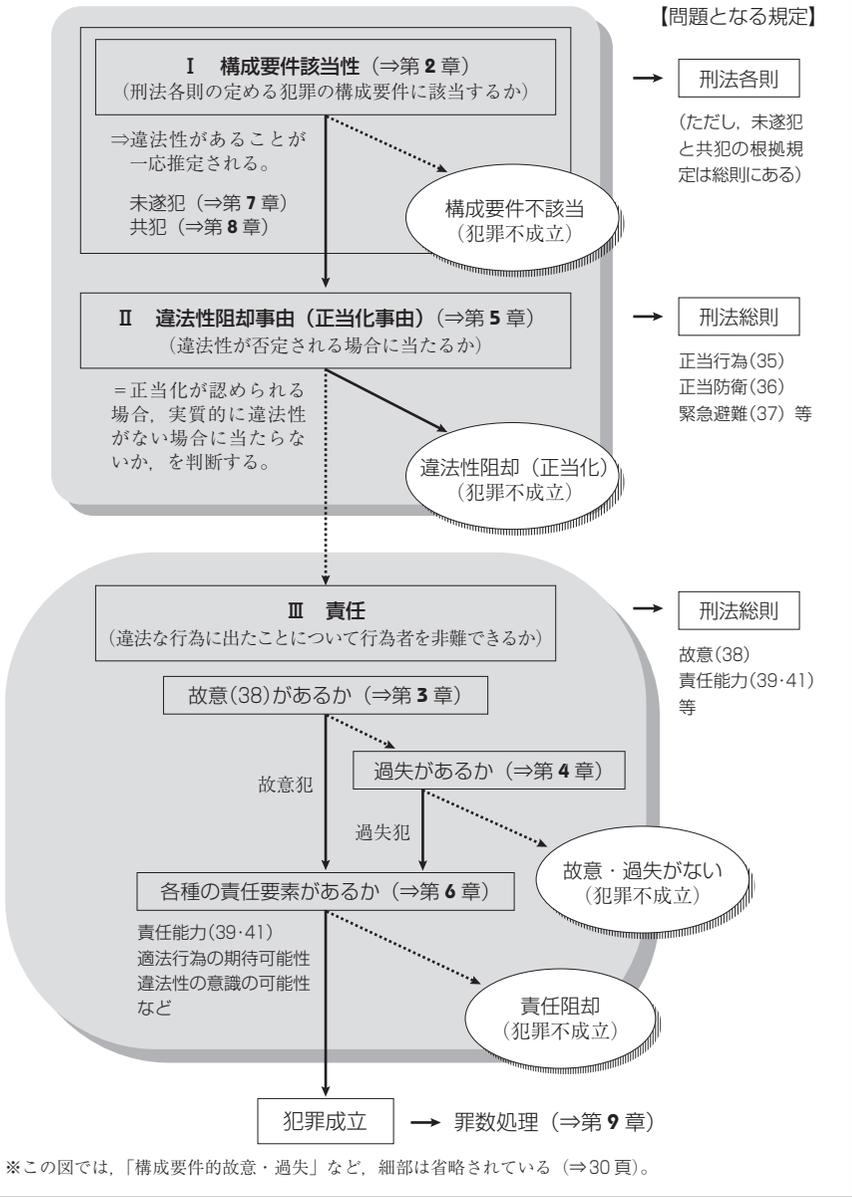
犯罪の構成要件に該当し、違法性阻却事由にも当たらないことになると、行為者のした行為が**違法**であることは確定する。しかし、犯罪成立のためには、まだ最後の「第3の判断」が残っている。刑法は、違法な行為に対して直ちに（例外なく）「刑罰」という制裁を科そうとしているわけではなく、一定の条件のもとで（行為者が違法な行為に出たことを非難できる場合に限って）、制裁を科すことを予定している。行為者を非難することができる、と認められるための条件を**責任**の要件という。刑法は、総則において、故意があったこと（38条）、責任能力があったこと（39条）などを責任の要件として規定している。行為者において、これらの責任要件が充足されていなかった場合には（責任阻却）、犯罪は不成立となる。

以上でざっと見てきた犯罪論体系を図にすれば、**CHART 0.1** ようになる。この犯罪論体系を構成している各段階（構成要件該当性、違法性阻却事由、責任）については、**第1章** において詳しく触れる。

**CHART** 0.1 犯罪論体系

数字のみの ( ) は刑法の条文を表す。

→ yes .....▶ no



## 未遂犯

一般に犯罪は既遂犯として規定されており、それぞれの構成要件を充足しない限り成立しない。ただし、刑法は、既遂に至る前の段階として、犯罪の実行に着手する未遂もまた処罰する規定を置いている。既遂に至っていないにもかかわらず未遂犯が処罰されるのは、基本的に法益侵害の具体的危険を作り出しているからである。これに対して、犯罪の実行に着手しているようにみえても法益侵害の具体的危険のない不能犯は処罰できない。また、行為者が自己の意思で犯罪を取りやめた中止犯については、刑の必要的減免が認められている。

# 1 総説

## CASE ● 7-1

Xは、Yたちとテロを起こして大勢の人を殺害する計画をたて、さらに時限爆弾を製造した。その後、Xは、深夜に時限爆弾を地下鉄入口付近に設置し、朝の通勤時間帯に爆発するようタイマーをセットした。時限爆弾がタイマーに従って爆発したところ、その付近にいたAは重傷を負い、その後、病院に運ばれて治療を受けたが、数日後に死亡した。

## CASE ● 7-2

CASE 7-1 で設置した時限爆弾に詰められた火薬は、Xが誤って調べたものであり、実際に爆発することはなかった。

## CASE ● 7-3

CASE 7-1 で設置した時限爆弾が実際に爆発したことを見届けたXは、惨状を目の当たりにして大変なことをしてしまったと思い、爆発の負傷者Bの救護を行った。そのためBは重傷を負ったが死なずにすんだ。

## 1 未遂犯の意義

1 既遂犯において、侵害犯では法益侵害の惹起、危険犯では法益侵害の危険の惹起を要件とする。また、結果犯においては結果が発生すること、挙動犯においては実行行為が完全に終わることをもって既遂となる。

33頁  
一般に犯罪は、**既遂犯**<sup>1</sup> (⇒第2章 33頁 4) として規定されており、それぞれの構成要件要素をすべて満たすことによって成立する。これに対して、**未遂犯**は、犯罪の実行に着手したけれども、既遂に至らなかった場合をいう。未遂の態様としては、犯罪の実行に着手したが実行行為の終了に至らなかった**着手未遂**と、実行行為は終了したが既遂に至らなかった**実行未遂**がある。例えば、銃で人を殺そうとして引き金に指をかけたが、その時点で取り押さえられた場合には、殺人の実行行為自体は終了していないために殺人罪の着手未遂となる。これに対して、実際に銃を撃ったが弾が外れたという場合には、殺人の実行行為は既に終了していることから殺人罪の実行未遂と認められる。

**CASE 7-1** では、実際に A が死亡してはじめて殺人罪の既遂となるが、どの段階において殺人罪の未遂が認められるかが問題となる。

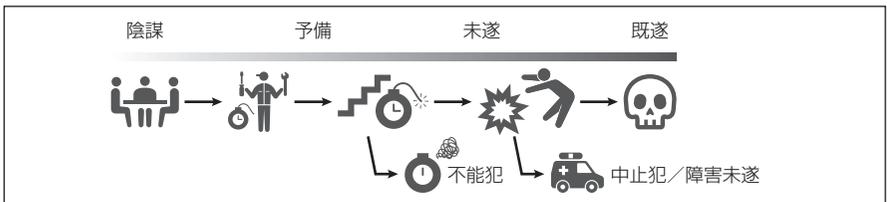
さて、結果不発生の事例においては、結果発生の可能性（危険性）がそもそも存在しない**不能犯**（⇒③）と、それが存在する広義の未遂犯がある。広義の未遂犯には、行為者の意思によって犯罪の実行を取りやめた**中止犯**（⇒④）と、行為者にとって意外な障害によって既遂に至らなかった狭義の未遂犯（**障害未遂**）（⇒②）がある。例えば、**CASE 7-2** では、時限爆弾が爆発する可能性がなかったことから不能犯と認められるか、**CASE 7-3** では、X の救護活動によって被害者 B に死の結果が発生しなかったことから殺人の中止犯となるのかが問題となる。

## 2 犯罪の発展段階

未遂犯に対して、実行の着手よりも前の段階において、犯罪実行のために 2 人以上の者が相談して計画をめぐらし合意を形成する（謀議をする）ことを**陰謀**、犯罪実行のために準備をすることを**予備**という。したがって、犯罪は、陰謀→予備→未遂→既遂という発展段階をたどることになる。具体的には、**CASE 7-1** では、殺人罪において陰謀自体は処罰の対象となっていないが、X が Y たちとテロを起こす計画を立てた点を捉えて陰謀<sup>②</sup>を認めることができる。次に、X が、テロを起こすために時限爆弾を製造することで、殺人予備罪が成立する。

② ただし、X と Y たちとの間で謀議がなされ共謀があったとするならば、X と Y たちは殺人罪について共犯（⇒第 8 章）の成立が認められる。

CHART 7.1 犯罪の発展段階





- 1 犯罪は既遂に至るまでどのような発展段階を経るであろうか。
- 2 結果が発生していないにもかかわらず、未遂犯として処罰することができるのはなぜであろうか。
- 3 実行の着手はどのような基準からどの時点において認めることができるか。
- 4 およそ結果発生の可能性がない場合に、不能犯となって未遂処罰が認められないのはなぜであろうか。
- 5 結果発生の可能性がないにもかかわらず、未遂犯として処罰することができる場合はあるであろうか。もしできるとすれば、どのような基準からどのような場合に処罰することができるであろうか。
- 6 自己の意思により犯罪を取りやめて結果が発生しなかった場合に、中止犯として刑の減免が認められるのはなぜであろうか。
- 7 中止犯として認められるために、結果発生危険性を除去する措置を自ら行う必要はあるであろうか。また、そのこと以上の措置を負担する必要があるだろうか。
- 8 中止行為の任意性は、どのような基準によって認めることができるであろうか。



刑法総論

*Criminal Law: General Part*

---

2019年11月25日 初版第1刷発行

著者 内田幸隆  
杉本一敏  
発行者 江草貞治  
発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町2-17  
電話(03)3264-1314〔編集〕  
(03)3265-6811〔営業〕  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

---

印刷・株式会社理想社／製本・牧製本印刷株式会社

© 2019, Y. Uchida, K. Sugimoto. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15065-2

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。